

(29) 会員の入・退会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪技術振興協会（以下、本協会という。）の定款第6条（協会の構成員）及び第8条（入会金及び会費）等の規定に基づき、本協会の会員の入・退会及び会費等に関し、必要な事項を定めるものである。

(種別)

第2条 本協会の会員は以下のとおりとする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- (3) 賛助会員 本協会の事業に賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 終身会員 正会員のうち、通算10年以上在籍し、かつ年齢77歳以上に達した者

(入会基準及び手続)

- 第3条 本協会の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体（法人）に対し、理事会の議決を経て「入会申込書」（別表）を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2. 入会しようとする個人又は団体（法人）に対し、協会の概要等について別に定める「入会のおすすめ」でもって十分説明しなければならない。また、次3項に定める基準に合致した者に対し、合理的な理由なく他の特定要件に限定する等の差別的取扱いをしてはならない。
 3. 本協会の入会の可否は、次に掲げる基準に応じて理事会において決定する。
 - (1) 本協会の目的や事業に賛同する者であること
 - (2) 定款第5条（規律）について理解し遵守できる者であること
 - (3) 再入会の場合は、過去において除名処分を受けたことがないこと
 - (4) 暴力団その他の反社会的勢力に属する者でないこと

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

- 第4条 入会者は、会員の種別毎に入会申込書を作成し、本協会の管理する会員名簿に登録する。
2. 会員名簿は別に定める規定「(10)個人情報管理規程」に基づいて管理しなければならない。
 3. 入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員の変更届の提出を求める。
 4. 会員名簿に登録する会員に関する情報は別に定めるが、その開示の可否及び範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。
 5. 新入会者の名簿は、通常協会誌に紹介され、ホームページにも公開される仕組みであるが、別に定める「新入会員情報公開確認書」にて確認した事項とする。

(入会金及び会費)

- 第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関することは、以下に示すとおりとし、改正する場合は理事会の議を経て総会で決定する。
- (1) 入会金 1個人・1団体当たり 10,000円
 - (2) 個人会費 1ヶ月当たり 1,500円（但し6ヶ月前納）
 - (3) 団体会費 1ヶ月当たり 2,000円（但し6ヶ月前納）
 - (4) 賛助会費(個人)年会費 9,000円（但し年初に前納）
 - (5) 定款第8条2項の定めに関わらず、名誉会員及び終身会員は自らの意思により会費を納めることができるものとし、その会費は寄附金として扱うものとする。
 - (6) 団体会員のうち、入会后20年経過した者の年会費は寄附金の扱いとすることができる。
 - (7) 入会金及び会費は、その2分の1を公益目的事業のため、残金は管理費用(法人会計)のため

に充当するものとする。

(8) 「休会」の届出をした者は会費を免除されるものとする。

(9) 入会の申込書が受理された後に入会金及び会費を納入するものとする。

(10) 技術士育成事業のうち、技術士業務研修コース及び技術士受験講座の二次受験講座Aコースを受講した者、また入会時の年齢が65才以上の者は入会金を免除されるものとする。

2. 会費滞納に対する催告及び懲戒手続については、別に定める倫理委員会の意見を参考にして理事会の議を経て決定する。

(会員の特典・利点)

第6条 会員は、次に掲げる特典や利点等を享受することができる。

(1) 本協会が主催・共催する講演会・シンポジウムなどの行事に参加できるとともに、資質向上と継続研鑽に役立ち、CPD単位が取得できる。

(2) 本協会の様々な事業の委員会・部会に参画することにより、専門技術士業務の機会が広がる。

(3) 部会・研究会の参加や協会の機関誌を通して、新しい知識の習得や研究論文発表の機会が得られる。

(4) 広い分野の技術士との交流が図れ、ネットワークづくりに役立つ。

(5) 専門技術を生かした社会貢献活動の実践の場が提供され、日々の活動を行うことにより、技術士としての社会的信用が得られる。

(6) その他理事会が認めた事項

(休会等)

第7条 会員が止むを得ない事情により休会する場合は、その旨の休会届を速やかに提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 休会は、その事情の消滅後復帰する意志がある者であり、その期間は2年以内とする。

また、休会中は協会誌及び総会資料の配送停止等が行われ、会員としての活動（権利義務）は停止されるものとする。

3. 会費を理由なく1年間滞納したときは、休会と同様の扱いとして会員の特典を停止し、2年以上会費の納入がないときは定款第9条(会員資格の喪失)の定めにより会員資格を喪失する。

(退会の事由及び手続)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2. 定款第9条(会員資格の喪失)の定めによる退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3. 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第9条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2. 前項の再入会申込に対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て総会の決議をもって行う。

附 則

1. この規程は、平成27年10月9日から施行する。
平成29年3月10日 理事会議決
平成29年6月 3日 総会決議

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

1. 個人正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

(例文)「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス

(3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス

(4) (最終学歴) 主要職歴

(5) 会費請求書及び資料等の送付先

(6) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

…機関誌等での公表とその範囲(氏名、勤務先)

…勤務先からの問合せがあった場合(氏名、会員種別、入会日)

(7) 賛助会員の場合の年会費額

(8) 業務内容

(9) 技術士以外の公的資格

2. 団体(法人)正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約(上記1.と同じ)

(2) 団体(法人)名、所在地、代表電話・Fax・メールアドレス

(3) 代表者氏名、役職

(4) 事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話・Fax・メールアドレス)

(5) 会費請求書及び資料等の送付先

(6) 団体(法人)正会員及び賛助会員の場合の年会費額

(7) 業務内容